

## 常滑市公共工事前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づく前金払の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事のうち、常滑市が発注する次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事
- (2) 設計金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査若しくは土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量

2 前金払の対象とする経費は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費とする。ただし、当該工事の現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる前払金の額の上限は、前払金の100分の25とする。

(前金払の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前金払の割合等)

第4条 前金払の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 第2条第1項第1号の公共工事 請負代金額の10分の4以内
- (2) 第2条第1項第2号の公共工事 請負代金額の10分の3以内

2 前払金の額に10万円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払)

第5条 第2条第1項第1号に掲げる公共工事では次の各号のいずれにも該当するものについては、当初の前金払に追加して中間前金払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の対象とする経費については、第2条第2項の規定を準用する。

3 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、前払金と中間前払金と

の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

4 中間前払金の端数処理については、前条第2項の規定を準用する。

(前金払の対象の明示)

第6条 前金払の対象となる公共工事については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(複数年度にわたる契約における前金払及び中間前金払)

第7条 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払及び中間前金払の割合は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対しそれぞれ第4条及び第5条の割合を適用するものとし、第4条第1項各号中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第5条第1項第1号中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同項第2号中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、同条第3項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。

(中間前金払と部分払)

第8条 請負者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、中間前金払が行われた工事についても部分払ができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 債務負担行為又は継続費に係る特例として、当該会計年度の支払限度額の年割額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る部分払については、その年割額に対応する工事出来高が当該年割額の9分の10を超えた場合 当該会計年度の支払限度額を限度として算定して得た額

(2) 中間前金払が行われた工事が、請負代金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等請負人の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越となる場合 次の算式より算定して得た額

$$\text{工事出来高金額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right) - \text{中間前払金額}$$

(前払金の請求)

第9条 前金払を受けようとする者は、請負契約締結後、前払金請求書（様式第1号）に法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする、法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結した保証証書を添付し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前金払の認定)

第10条 中間前金払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前払金支払認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）及び工程表を添えて、第5条

第1項各号に掲げる要件を備えていることの認定を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前金払認定調書（様式第4号）により認定を請求した者に通知するものとする。
- 3 中間前金払の請求ができる要件を備えていると認定された者は、前項の認定通知受領後速やかに、中間前金払請求書（様式第5号）に保証契約を締結した保証証書を添付し、市長に請求するものとする。
- 4 中間前金払の支払については、前条第2項の規定を準用する。

（契約金額の変更に伴う前払金の増減）

第11条 前金払を受けた者は、当該前金払を受けた公共工事の請負代金額が著しく増加された場合、増額後の請負代金額に対し第4条に規定する割合により算出した前払金の額（中間前金払を受けた場合にあつては、増額後の請負代金額に対し第4条に規定する割合により算出した前払金の額及び増額後の請負代金額に対し第5条第3項に規定する割合により算出した中間前払金の額の合計額）から受領済みの前払金を差し引いた額の範囲内で追加の前金払を請求することができる。この場合において、追加の前金払を受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

- 2 市長は、前金払を行った公共工事の請負代金額を減額した場合で、支払済みの前払金の額が第2条第1項第1号の公共工事にあつては減額後の請負代金額の10分の5（前払金及び中間前払金の支払を行っているときは10分の6）、第2条第1項第2号の公共工事にあつては減額後の請負代金額の10分の4を超えている場合にあつては、その超過額を返還させることができる。

（前払金の返還）

第12条 前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金を返還しなければならない。

- （1） 法第5条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
- （2） 本市との間の契約が解除された場合

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

# 前 払 金 請 求 書

年 月 日

常 滑 市 長 殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

印

〔 名 称 及 び 〕  
〔 代 表 者 氏 名 〕

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

金	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の前払金

1 工 事 名 \_\_\_\_\_

2 路 線 等 の 名 称 \_\_\_\_\_

3 工 事 場 所 \_\_\_\_\_

4 契約締結年月日 年 月 日

5 請 負 代 金 額 金 円

6 支 払 方 法

口 座 振 替	銀行 支店
	別 口 普 通 預 金

## 中間前払金支払認定請求書

年 月 日

常 滑 市 長 殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

印

〔 名 称 及 び  
代 表 者 氏 名 〕

下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、認定してください。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
進 捗 状 況	請負代金額の                      パーセント（ 年 月 日現在） （債務工事の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。）
	全工程の                      パーセント （債務工事の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。）

注 別添として、工事履行報告書（様式第3号）及び工程表を提出してください。



第 号  
年 月 日

様

常 滑 市 長 印

### 中間前金払認定調書

年 月 日付けで認定の請求があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を備えていることを認定しました（備えていませんでした）。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

担当  
電話

# 中間前払金請求書

年 月 日

常 滑 市 長 殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

印

〔 名 称 及 び  
代 表 者 氏 名 〕

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金									

ただし、下記工事の中間前払金

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 契約締結年月日 年 月 日

5 請 負 代 金 額 金 円

6 支 払 方 法

口 座 振 替	銀行 支店
	別 口 普 通 預 金